

ご利用のお申し込みについて

今月より、ゲストの皆様からの「ご利用お申し込み新方法」をご提案致します。

今まで、電話中心によるお申し込みを頂戴しておりましたが、利用日の行き違い等もあり、一部の方にはご迷惑をおかけしました。その為、今回新たに双方が再度確認できる仕組みを考えました。下記の方法です。



①FAXによるお申込み(参考様式あり)

※FAXをお持ちの方は、コピーしてご利用下さい。

②携帯電話よりメールにてお申込み

※お名前は必ず入れて下さい。

③パソコンよりメールにてお申込み

※お名前は必ず入れて下さい。

④電話でのお申込み(従来通り)

電話でご連絡頂いても結構ですが、①～③の方法が可能の方は、ぜひご活用下さい。尚、お返事は電話にてさせていただきます。

FAX番号 072-689-8900

メールアドレス maeho@kjd.biglobe.ne.jp

まえほ
つうしん
前穂通信

発行日	2007年4月1日
発行元	自立センター前穂 〒569-1022 高槻市日吉台 1番町21-18 072-689-8600



ショートステイからのお伺い

～器物損壊と弁償について～

今までは、ショートご利用中の器物損壊について、前穂からはご請求はしてきませんでした。それは、『器物損壊に至る主たる責は、障害特性に応じた環境設定をつくる側である前穂にある』と考えると同時に、『ご負担を求めたくない』と思っていたからです。

しかしながら、近頃では器物損壊が増加し、その修繕と再購入の費用も相当になってきており、皆様に快適に過ごして頂ける施設維持が難しくなってきました。

そこで、皆様にご提案があります。

5千円を超える物品等の場合、お支払い頂けないでしょうか？すでに一部の方からはご意見を頂戴しておりますが、より多くのご意見をお寄せ頂き、この問題についてルールを一緒に作らせて頂きたいと考えております。

忌憚のないご意見を頂戴できますよう、宜しくお願い致します。